

施 工 条 件 の 明 示

成田市土木部下水道課

工 事 名 下水道マンホール更生工事（吾妻三丁目）

工事箇所 成田市吾妻三丁目地先

明 示 項 目	明 示 事 項
(1) 工 程 関 係	契約後速やかに、工事施工のお知らせを地域住民に周知すること。 近接して工事が行われる場合は、相互に連絡を取り合い、調整すること。 工事着手前に現場状況、工事支障物等の事前調査を実施し、監督職員に報告すること。
(2) 用 地 関 係	必要な資材置場については、請負者で対応すること。 土地境界の位置及び施工区域を把握して施工すること。 民地内での作業を伴う場合は、請負者の責務のもと必ず関係者の承諾を得て作業を行うこと。
(3) 公 害 対 策 関 係	騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、施工計画及び工事の実施の各段階において十分検討し、周辺地域の環境保全に努めること。また、影響のあると判断される構造物等がある場合は、施工者が事前に調査（写真等で記録）し、工事終了後に影響を確認する。これにより、設計条件に変更が生じた場合は、別途協議とする。
(4) 安 全 対 策 関 係	工事施工中、交通規制を行う場合は関係機関と協議の上、交通整理員を適切に配置すること。 電線、電話ケーブル等に近接する箇所の施工は、施工者が施設管理者に連絡し対処すること。
(5) 工事用道路 関 係	資機材搬入路は、施工者が道路管理者と周辺住民と協議した上で対処する。 搬入路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と報告し、復旧しなければならない。
(6) 仮設備関係	本工事で使用する仮設は任意仮設とする。
(7) 残土・産業 廃棄物関係	建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準（千葉県設計要領）に基づき処理する。
(8) 工事支障物 件 等	本工事区間内に構造物・占用物件がある場合は、請負者は各所有者・各企業と連絡を十分行なうこと。移設等の必要が生じた場合は、別途協議とする。
(9) 排水工関係	仮排水を行う場合は請負者の責任において管理・撤去を行うこと。
(10) 薬液注入 関 係	なし
(11) そ の 他	本工事施工にあたっては、千葉県土木工事共通仕様書、管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン 2017 年版を参照する。 その他、疑義が生じた場合には監督職員と協議のこと。